

山梨県公報

第七百五号

平成十八年

十月十二日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定(二件)……………七三九
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………七三九

公告

落札者等の決定について……………七三九
平成十八年度山梨県准看護師試験の実施……………七四〇
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
換地処分の届出……………七四一
監査委員……………七四一
監査の結果に基づく措置状況……………七四一

告示

山梨県告示第五百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十八年十月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
みどり薬局富士見店	甲府市富士見一丁目五番二十一号

山梨県告示第五百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
さくら調剤薬局	韮崎市本町三丁目六番七号の四

山梨県告示第五百二十二号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月十二日から適用する。
平成十八年十月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	味覚センサーCG/CAD装置(3次元モデリング回(レンダリング))	
			2,320円
			760円
			1,500円

2の表貴金属及び宝鉱石の部の前に次のように加える。

繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)	その他の試験	1試料	定量分析(油脂分試験)	
			同(のり分試験)	3,180円
			同(溶剤抽出試験)	3,180円
			同(洗浄減量試験)	3,180円
			同(練減り試験)	3,180円
			物理的試験(通気性試験)	1,010円
			同(ビリンゲン試験)	1,010円
			同(滑脱抵抗力試験)	1,010円
			同(質量試験)	1,010円
			化学的試験(PH試験)	1,130円

公告

●落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年十月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク等総合保守管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十八年八月二十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 落札金額
一億二千四百七千四百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年七月二十日

● 平成十八年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十八年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。
平成十八年十月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時
平成十九年二月二十五日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
甲府市東光寺二丁目二十五番一号 山梨県看護協会 看護教育研修センター
- 三 試験方法
筆記試験
- 四 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目

- 五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

七 受験手数料

六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

八 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

受験願書の配布場所及び期間

平成十八年十二月一日（金）から同月二十八日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲府市丸の内一丁目六番一号）において交付する。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

- 1 提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
- 2 提出方法
持参すること（郵送は認めない。）
- 3 受験願書の受付期間
平成十九年一月九日（火）から同月十二日（金）までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 二二三 一四八 三）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年二月十二日まで縦覧に供する。

平成十八年十月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社山交 代表取締役 内田賢一

2 住所 甲府市丸の内一丁目三番三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 山交百貨店

(二) 所在地 甲府市丸の内一丁目三番三号

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前八時三十分
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後七時	午後九時三十分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後七時三十分まで	午前八時から午後十時まで

3 変更する年月日

平成十八年十月一日

三 届出年月日

平成十八年九月二十六日

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名

北杜市長坂町日野地区

二 換地処分をした年月日

平成十八年九月二十七日

三 換地処分をした土地の権利者数

五十八人

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十八年十月十二日

山梨県監査委員 勝 良 三

同 早 川 正 秋

同 白 井 成 夫 人

同 渡 辺 亘 人

○ 中央病院

1 監査執行年月日 平成18年7月21日

2 監査対象期間 定例監査 平成17年度

随時監査 平成14年度から平成16年度まで

3 指摘事項及び講じた措置

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
① 資金前渡による招へい医師謝金の支払について、前渡資金精算書による精算手続きが全く行われていなかった。このため、前渡資金の精算が確認できない使途不明金があった。 (104件、14,859,810円)	ア 招へい医師への謝金に関して不正な会計処理が疑われる事案が発生したことは、県行政に対する県民の信頼を著しく傷つけるものであり、早急に事実把握、原因究明、防止策の立案等を行う必要があることから、次の方針により調査した。
② 口座振替による招へい医師謝金の支	

<p>私について、架空の医師（平成15年度以降、招へい謝金支払を担当した職員（知人）の口座に謝金が振込まれていいるものがあつた。（6件、3,000,000円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着服が可能となつた原因、事務処理の問題点を明確にすること。 ・ 県が被つた被害額を迅速に算定すること。 ・ 損害額の算定にあつては、招へい医師本人から口座の真贋、受領有無の確認をするなど十分な裏付けをとること。 ・ 不正経理を行つた元職員（以下、「本人」という。）が関与する可能性のあるすべての支出を調査対象とすること。 	<p>招へい医師謝金の支払いの際、知人を招へい医師として支払い一覧表を偽装し担当職員に支出事務を行せ、知人名義の口座に振り込ませるといふものであつた。</p> <p>この方法により、6回にわたつて、50万円ずつ振り込ませ、総額300万円を自己の借金の弁済に充てさせた。</p> <p>7月27日、本人は県が算定した損害額全額を認めた。県が全額の弁済を請求したのに対し、本人が誓約書を提出し全額の弁済をする意思を示したが、100万円を弁済にあてる外は、現在住んでいる土地、家屋を売却し、現金化するまでの間、猶予を願ひ出ている。</p> <p>本事案は、長年にわたり多額の公金を詐取したものであり、刑法の詐欺罪にあたる悪質な違法行為であることから、再発防止と県民の信頼回復のため刑事告訴した。</p> <p>イ 医師招へい謝金の資金前渡による現金払いを禁止した。</p> <p>ウ 院内に幹部職員を委員とする「外部医師招へい委員会」を設置して、年間の招へい方針を作成し、計画的に招へいを行うこととした。</p> <p>エ 「医師招へい事業実施要綱」を制定し、次の改善策を実行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「招へい申請書」の提出、決裁の徹底
<p>③ 資金前渡に係る支出伝票、支払内訳書及び銀行預金口座振込依頼書について、一部に改ざんや所在不明（隠れくを含む。）のものがあつた。（所在不明のもの5件、一部所在不明のもの1件、改ざんされていたもの11件）</p>	<p>調査の結果、招へい医師への謝金に關して平成15年度から平成17年度に37回の支出により総額16,773,560円を着服したことが確認された。</p> <p>着服の大半は資金前渡の支払い方法によるもので、口座振替分については、知人名義の口座に不正入金がされた以外は着服はなかつた。</p>	
<p>④ 口座振替による招へい医師謝金の支払について、口座振込依頼書等が保存されていなかつた。このため、当該口座が招へい医師本人のものかどうか確認できないものがあつた。（上記②に係る1名を除き、延べ人数48名、実人数36名）</p> <p>なお、これらの口座については、関係人への調査を行い、全て適正であることを確認した。</p>	<p>資金前渡による方法は、支払い一覧表に勤務実態のない医師を掲載し、あたかも招へい医師として勤務実態があり、現金支給の必要があるかのように書類を偽装して、担当職員に支出事務を行わせ、本人に交付させるというものであつた。</p>	
<p>⑤ 招へい医師謝金の年間所要額が把握されておらず、令違予算額を越えて支出しているものがあり、予算不足の原因分析が行われていないなど、予算の執行管理が適切に行われていなかった。</p>	<p>この方法により、平成15年度から平成17年度の3年間に総額13,773,560円を着服した。</p> <p>口座振替による方法は、知人からの借入金300万円を返済するために、</p>	
<p>⑥ 招へい医師謝金を支出する際、勤務実績を明らかにする関係書類の作成や保存が不十分であつた。このため、支払額の適否については確認できなかった。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> 「勤務状況確認書」により、当該招へい医師の署名及び院内の複数の者による事業執行の確認 支払伝票の決裁に当たって、勤務実績を証する書類として勤務記録、申請書等を添付し、勤務実績を確認 予算執行状況表の作成・確認、適切な予算の流用手続きを徹底することとした。
--	---

4 監査の結果に基づき意見及び講じた措置

監査の結果に基づき意見	講じた措置
<p>平成16年度に発覚した酪農試験場における公金着服事件以降も、不正な行為が引き続き行われ、前回の教訓や再発防止策が全く活かされなかったことは、極めて深刻である。</p> <p>今回の監査結果は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、知事は、県民の信頼回復に向けて、厳正なる事務執行体制の確立と職員の指導、監督に一層努められるよう要望する。</p> <p>なお、当面、次の事項を実施された。</p>	<p>① 福祉保健部に病院事業会計担当主幹を設置し、独立した企業出納員として中央病院に配置し、出納の審査を行うこととした。</p> <p>また、招へい医師の勤務実績の確認を、管理局、医療局が協力して行う</p>

<p>作う弊害をなくすためには、総務課だけではなく、病院内全体における各部署との連携や情報の共有化を図ることが必須である。職場の内部牽制機能やチェック体制の強化のための対応策を検討すること。</p> <p>② 外部医師の招へいについて、申請手続きや招へい勤務記録簿の作成等、事務取扱の規程を整備すること。</p> <p>③ 不適正な会計処理を未然に防止するため、会計システムの運用方法について見直しを行うこと。</p> <p>④ 支出証拠書の改ざんや隠とくを未然に防止するため、審査や決裁を行う職員の印鑑や支出証拠書の管理方法について見直しを行うこと。</p> <p>⑤ 専任の出納員や経理員が置かれてい</p>	<p>ど、多方面で院内の協力体制を確立する。さらに、「幹部会議」、「管理会議」、「主任医長会議」、「看護師長会議」、「管理局課長・リーダー会議」等の院内組織及び横断的な組織である院内「各種委員会」の活性化を進め、院内各部署の連携や情報の共有化を図る。</p> <p>② 次の事項を内容とする「医師招へい事業実施要綱」を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「招へい申請書」の提出、決裁の徹底 「勤務状況確認書」により、当該招へい医師の署名及び院内の複数の者による事業執行の確認 支払伝票の決裁に当たって、勤務実績を証する書類として勤務記録、申請書等を添付し、勤務実績を確認 「口座振込依頼書」の適正管理 予算額を超えた支出伝票の決裁がでないよう平成20年度に会計システムを変更することとし、それまでの間は、予算執行状況表の作成・確認、適切な予算の流用手続きを徹底することとした。 決裁や審査など、院内会計実務に携わる職員の印鑑の保管については、改めて机の引出しの施錠の実施などを督促した。また、支出証拠書の管理については、その保管庫の施錠を徹底することとした。 「山梨県病院事業会計財務規則」の
--	--

<p>ない、本県の公営企業会計における出納審査体制のあり方について検討すること。</p> <p>⑥ 医師等招へい申請書がありながら、謝金支払の事実がないものがいくつか確認された。これらは未払の可能性が考えられるので、診療記録等の照査により未払が確認されたものは、早急に精算されたい。</p>	<p>所要の改正が行われ、平成18年8月21日付で、福祉保健部主幹（病院事業会計担当）が企業出納員に補職され、さらに企業出納員を補助する職員1名が配置されて、専任化された出納審査体制が整った。</p> <p>⑥ 招へい申請手続き、勤務実績の把握等が適正に行われていなかったことに伴い、謝金の未払いの可能性があるので、謝金の未払いを申し出る招へい医師について、医師が証明する勤務実績と病院が保管する診療記録等に基づき勤務実績を照合して、未払い額が確認されたものは精算する。</p>	
---	---	--